



# PAL

連合会だより「パル」



今号の  
主要項目

- 令和元年度 連合会決算の概要
- 令和2年度 長期給付に係る経理の予算収支状況(速報)
- 令和元年度 情報交換及び特別徴収の実施状況について
- 年金制度改正法が成立しました

# CONTENTS

主要項目 1	令和元年度 連合会決算の概要 [ 総務部総務課 ]	P.03
主要項目 2	令和2年度 長期給付に係る 経理の予算収支状況(速報) [ 総務部企画課 ]	P.11
主要項目 3	令和元年度 情報交換及び 特別徴収の実施状況について [ 年金業務部 ]	P.13
主要項目 4	年金制度改正法が成立しました [ 総務部企画課 ]	P.15
年金制度等の日誌	年金制度等に関連した法律等の改正状況	P.22
業務等の状況	会議開催状況	P.22
人事異動		P.23

# 令和元年度 連合会決算の概要

[ 総務部総務課 ]

## はじめに

地方公務員共済組合連合会の令和元年度の決算（「厚生年金保険給付調整経理」、「退職等年金給付調整経理」、「経過的長期給付調整経理」、「厚生年金拠出金経理」、「基礎年金拠出金経理」、「厚生年金保険預託経理」、「退職等年金預託経理」、「経過的長期預託経理」、「介護保険経理」、「国民健康保険経理」、「後期高齢者医療経理」、「個人住民税経理」及び「業務経理」）について、その概要を説明します。

なお、この決算は、令和2年6月30日（火）に開催された第133回運営審議会の議を経て、承認されております。

## 厚生年金保険給付調整経理

令和元年度末の厚生年金保険給付調整積立金は、10兆2,686億1,062万5千円となりました。

① 収入について・収入総額**4,648億3,127万8千円**（平成30年度4,562億2,739万5千円）

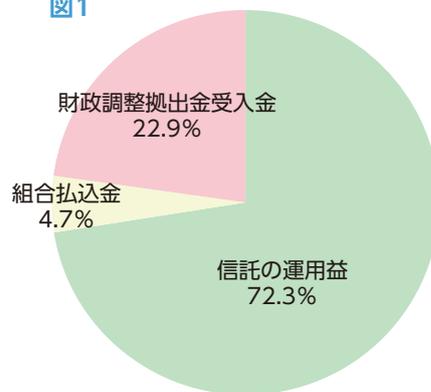
厚生年金保険給付調整経理における収入は、国家公務員共済組合連合会から拠出を受ける「財政調整拠出金受入金」、各組合からの「組合払込金」、資金の運用による「信託の運用益」などであり、内訳は表1及び図1のとおりです。

表1

(単位:千円)

科目	事業計画額(A)	決算額(B)	比較増減(B)-(A)
財政調整拠出金受入金	108,265,445	106,583,102	△1,682,343
組合払込金	3,148,259	21,965,481	18,817,222
利息及び配当金	0	109	109
信託の運用益	57,147,598	336,282,586	279,134,988
合計	168,561,302	464,831,278	296,269,976

図1



※金額はそれぞれ千円未満を四捨五入しているため、合計の額は一致しないことがある(以下同じ)。

② 支出について・支出総額2,051億3,750万5千円（平成30年度1,867億2,099万5千円）

支出としては、年金特別会計に対して拠出する「厚生年金拠出金負担金」、「業務経理へ繰入」などであり、内訳は表2のとおりです。

表2

(単位:千円)

科目	事業計画額(A)	決算額(B)	比較増減(A)-(B)
厚生年金拠出金負担金	178,332,380	178,037,566	294,814
組合交付金	30,169,000	22,360,000	7,809,000
信託の運用損	0	2,649,219	△2,649,219
業務経理へ繰入	2,090,720	2,090,720	0
合計	210,592,100	205,137,505	5,454,595

③ 当期利益金について

収入総額4,648億3,127万8千円から支出総額2,051億3,750万5千円を差引いた「当期利益金」は2,596億9,377万3千円となり、その全額を「厚生年金保険給付調整積立金」として積み立てました。

その結果、翌事業年度へ繰り越される「厚生年金保険給付調整積立金」の額は、10兆2,686億1,062万5千円となっております。

④ 資産の構成について

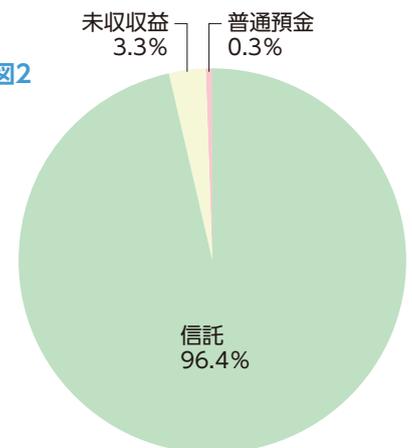
令和元年度末における資産の構成内容は、表3及び図2のとおりです。

表3

(単位:千円、%)

区分	事業計画額(A)	割合	決算額(B)	割合	比較増減(B)-(A)	
流動資産	普通預金	29,573,195	0.3%	31,951,980	0.3%	2,378,785
	未収収益	57,147,598	0.6%	336,280,993	3.3%	279,133,395
	計	86,720,793	0.9%	368,232,973	3.6%	281,512,180
固定資産	信託	9,924,722,262	99.1%	9,900,377,652	96.4%	△24,344,610
	計	9,924,722,262	99.1%	9,900,377,652	96.4%	△24,344,610
合計	10,011,443,053	100.0%	10,268,610,625	100.0%	257,167,572	

図2



⑤ 運用利回りについて

厚生年金保険給付調整積立金の管理運用については、安全かつ効率的な方法により運用するよう極力努めた結果、令和元年度における運用利回りは、3.30%となっております。

# 退職等年金給付調整経理

令和元年度末の退職等年金給付調整積立金は、616億7,589万4千円となりました。

## ① 収入について・収入総額143億7,702万1千円（平成30年度144億7,423万8千円）

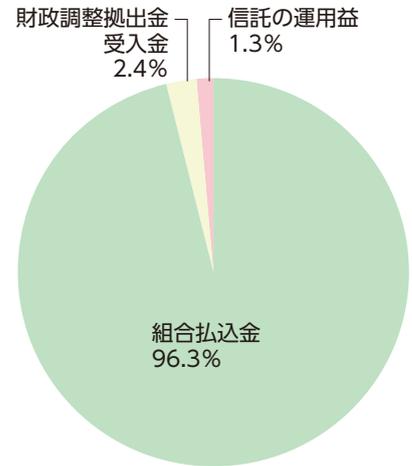
退職等年金給付調整経理における主な収入は、国家公務員共済組合連合会から拠出を受ける「財政調整拠出金受入金」、各組合からの「組合払込金」、資金の運用による「信託の運用益」であり、内訳は表4及び図3のとおりです。

表4

(単位:千円)

科目	事業計画額(A)	決算額(B)	比較増減(B)-(A)
財政調整拠出金受入金	346,914	346,914	0
組合払込金	13,814,878	13,838,834	23,956
信託の運用益	168,315	191,273	22,958
合計	14,330,107	14,377,021	46,914

図3



## ② 支出について・支出総額3億9,821万2千円（平成30年度3億7,200万6千円）

支出としては、「業務経理へ繰入」であり、内訳は表5のとおりです。

表5

(単位:千円)

科目	事業計画額(A)	決算額(B)	比較増減(A)-(B)
業務経理へ繰入	510,774	398,212	112,562
合計	510,774	398,212	112,562

## ③ 当期利益金について

収入総額143億7,702万1千円から支出総額3億9,821万2千円を差引いた「当期利益金」は139億7,880万9千円となり、その全額を「退職等年金給付調整積立金」として積み立てました。

その結果、翌事業年度へ繰り越される「退職等年金給付調整積立金」の額は、616億7,589万4千円となっております。

## ④ 資産の構成について

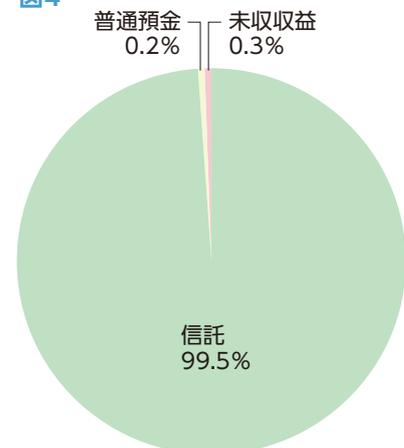
令和元年度末における資産の構成内容は、表6及び図4のとおりです。

表6

(単位:千円、%)

区分	事業計画額(A)	割合	決算額(B)	割合	比較増減(B)-(A)	
流動資産	普通預金	780,185	1.3%	96,704	0.2%	△683,481
	未収収益	168,315	0.3%	191,273	0.3%	22,958
	計	948,500	1.5%	287,977	0.5%	△660,523
固定資産	信託	60,567,995	98.5%	61,387,917	99.5%	819,922
	計	60,567,995	98.5%	61,387,917	99.5%	819,922
合計	61,516,495	100.0%	61,675,894	100.0%	159,399	

図4



## ⑤ 運用利回りについて

退職等年金給付調整積立金の管理運用については、安全かつ効率的な方法により運用するよう極力努めた結果、令和元年度における運用利回りは、年0.36%となっております。

# 経過的長期給付調整経理

令和元年度末の経過的長期給付調整積立金は、10兆6,961億4,515万7千円となりました。

## ① 収入について・収入総額3,448億8,443万3千円（平成30年度3,180億7,513万3千円）

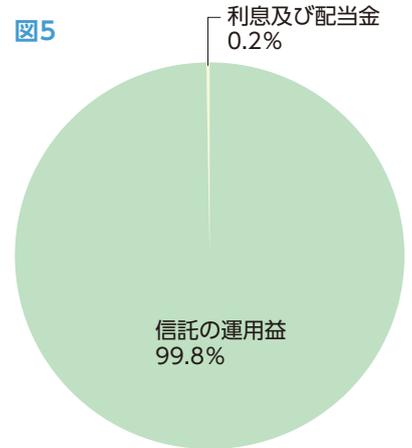
経過的長期給付調整経理における主な収入は、資金の運用による「信託の運用益」などであり、内訳は表7及び図5のとおりです。

表7

(単位:千円)

科目	事業計画額(A)	決算額(B)	比較増減(B)-(A)
利息及び配当金	560,368	677,351	116,983
信託の運用益	58,671,051	344,207,082	285,536,031
合計	59,231,419	344,884,433	285,653,014

図5



## ② 支出について・支出総額580億7,531万2千円（平成30年度375億8,356万6千円）

支出としては、各共済組合へ交付する「組合交付金」、「業務経理へ繰入」などであり、内訳は表8のとおりです。

表8

(単位:千円)

科目	事業計画額(A)	決算額(B)	比較増減(A)-(B)
組合交付金	58,921,000	55,254,000	3,667,000
信託の運用損	0	2,611,666	△2,611,666
業務経理へ繰入	209,646	209,646	0
合計	59,130,646	58,075,312	1,055,334

## ③ 当期利益金について

収入総額3,448億8,443万3千円から支出総額580億7,531万2千円を差引いた「当期利益金」は2,868億912万1千円となり、その全額を「経過的長期給付調整積立金」として積み立てました。

その結果、翌事業年度へ繰り越される「経過的長期給付調整積立金」の額は、10兆6,961億4,515万7千円となっております。

## ④ 資産の構成について

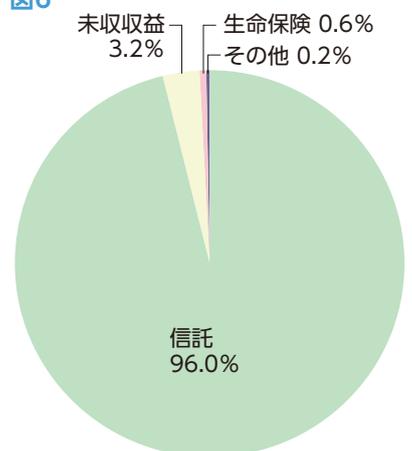
令和元年度末における資産の構成内容は、表9及び図6のとおりです。

表9

(単位:千円、%)

区分	事業計画額(A)	割合	決算額(B)	割合	比較増減(B)-(A)	
流動資産	普通預金	22,419,045	0.2%	13,074,303	0.1%	△9,344,742
	未収収益	58,592,309	0.6%	344,186,523	3.2%	285,594,214
	計	81,011,354	0.8%	357,260,826	3.3%	276,249,472
固定資産	信託	10,299,970,313	98.6%	10,270,085,054	96.0%	△29,885,259
	投資有価証券	2,271,720	0.0%	2,271,720	0.0%	0
	生命保険	66,409,960	0.6%	66,527,556	0.6%	117,596
	計	10,368,651,993	99.2%	10,338,884,331	96.7%	△29,767,662
合計	10,449,663,347	100.0%	10,696,145,157	100.0%	246,481,810	

図6



## ⑤ 運用利回りについて

経過的長期給付調整積立金の管理運用については、安全かつ効率的な方法により運用するよう極力努めた結果、令和元年度における運用利回りは、3.25%となっております。

## 厚生年金拠出金経理

### ① 収入について・収入総額6兆2,852億1,823万5千円

(平成30年度6兆4,020億6,760万4千円)

厚生年金拠出金経理における収入は、各組合が負担する「厚生年金拠出金負担金」及び年金特別会計から交付される「厚生年金交付金」であり、内訳は表10のとおりです。

表10 (単位:千円)

科目	事業計画額(A)	決算額(B)	比較増減(B)-(A)
厚生年金拠出金負担金	3,060,405,948	3,053,655,810	△6,750,138
厚生年金交付金	3,243,893,454	3,231,562,425	△12,331,029
合計	6,304,299,402	6,285,218,235	△19,081,167

### ② 支出について・支出総額6兆2,852億1,823万5千円

(平成30年度6兆4,020億6,760万4千円)

支出としては、年金特別会計へ納付する「厚生年金拠出金」及び各組合へ交付する「厚生年金交付金支払金」であり、内訳は表11のとおりです。

表11 (単位:千円)

科目	事業計画額(A)	決算額(B)	比較増減(A)-(B)
厚生年金拠出金	3,060,405,948	3,053,655,810	6,750,138
厚生年金交付金支払金	3,243,893,454	3,231,562,425	12,331,029
合計	6,304,299,402	6,285,218,235	19,081,167

## 基礎年金拠出金経理

### ① 収入について・収入総額1兆5,437億3,080万3千円

(平成30年度1兆4,930億7,756万4千円)

基礎年金拠出金経理における収入は、各組合が負担する「基礎年金拠出金負担金」及び年金特別会計から交付される「基礎年金交付金」であり、内訳は表12のとおりです。

表12 (単位:千円)

科目	事業計画額(A)	決算額(B)	比較増減(B)-(A)
基礎年金拠出金負担金	1,454,062,134	1,454,062,133	△1
基礎年金交付金	89,668,670	89,668,670	0
合計	1,543,730,804	1,543,730,803	△1

### ② 支出について・支出総額1兆5,437億3,080万3千円

(平成30年度1兆4,930億7,756万4千円)

支出としては、年金特別会計へ納付する「基礎年金拠出金」及び各組合へ交付する「基礎年金交付金支払金」であり、内訳は表13のとおりです。

表13 (単位:千円)

科目	事業計画額(A)	決算額(B)	比較増減(A)-(B)
基礎年金拠出金	1,454,062,134	1,454,062,133	1
基礎年金交付金支払金	89,668,670	89,668,670	0
合計	1,543,730,804	1,543,730,803	1

## 厚生年金保険預託経理

- ① 収入について・収入総額16億2,175万3千円  
(平成30年度14億4,798万6千円)  
厚生年金保険預託経理における収入は、組合から預託された預託金の運用収益であり、表14のとおりです。

表14 (単位:千円)

科目	事業計画額(A)	決算額(B)	比較増減(B)-(A)
信託の運用益	377,763	1,621,753	1,243,990
合計	377,763	1,621,753	1,243,990

- ② 支出について・支出総額16億2,175万3千円  
(平成30年度14億4,798万6千円)  
支出としては、組合への「支払利息」であり、表15のとおりです。

表15 (単位:千円)

科目	事業計画額(A)	決算額(B)	比較増減(A)-(B)
支払利息	377,763	1,621,753	△1,243,990
合計	377,763	1,621,753	△1,243,990

- ③ 運用利回りについて  
預託金運用口全体の令和元年度の運用利回りは、2.13%となっております。

## 退職等年金預託経理

- ① 収入について・収入総額0円  
(平成30年度0円)  
施行規程第12条の3の規定により組合から預託される預託金は見込まれないことから、予算を計上しておらず、実際に預託されなかったため、決算額は0円となっております。
- ② 支出について・支出総額0円  
(平成30年度0円)  
施行規程第12条の3の規定により組合から預託される預託金は見込まれないことから、予算を計上しておらず、実際に預託されなかったため、決算額は0円となっております。

## 経過的長期預託経理

- ① 収入について・収入総額18億4,472万円  
(平成30年度16億580万4千円)  
経過的長期預託経理における収入は、組合から預託された預託金の運用収益であり、表16のとおりです。

表16 (単位:千円)

科目	事業計画額(A)	決算額(B)	比較増減(B)-(A)
信託の運用益	407,961	1,844,720	1,436,759
合計	407,961	1,844,720	1,436,759

- ② 支出について・支出総額18億4,472万円  
(平成30年度16億580万4千円)  
支出としては、組合への「支払利息」などであり、表17のとおりです。

表17 (単位:千円)

科目	事業計画額(A)	決算額(B)	比較増減(A)-(B)
支払利息	407,961	1,747,014	△1,339,053
収益調整金償却	0	97,707	△97,707
合計	407,961	1,844,720	△1,436,759

- ③ 運用利回りについて  
預託金運用口全体の令和元年度の運用利回りは、2.23%となっております。

## 介護保険経理

### ① 収入について・収入総額74億5,256万4千円

(平成30年度88億2,497万4千円)

介護保険経理における収入は、特別徴収義務者である各組合からの「介護保険料納入金」であり、表18のとおりです。

表18

(単位:千円)

科目	事業計画額(A)	決算額(B)	比較増減(B)-(A)
介護保険料 納入金	7,991,436	7,452,564	△538,872
合計	7,991,436	7,452,564	△538,872

### ② 支出について・支出総額74億5,256万4千円

(平成30年度88億2,497万4千円)

支出としては、市区町村へ納入する「介護保険料」であり、表19のとおりです。

表19

(単位:千円)

科目	事業計画額(A)	決算額(B)	比較増減(A)-(B)
介護保険料	7,991,436	7,452,564	538,872
合計	7,991,436	7,452,564	538,872

## 国民健康保険経理

### ① 収入について・収入総額5,624万4千円

(平成30年度6,474万3千円)

国民健康保険経理における収入は、特別徴収義務者である各組合からの「国民健康保険料及び国民健康保険税の納入金」であり、表20のとおりです。

表20

(単位:千円)

科目	事業計画額(A)	決算額(B)	比較増減(B)-(A)
国民健康保険料 (税)納入金	55,561	56,244	683
合計	55,561	56,244	683

### ② 支出について・支出総額5,624万4千円

(平成30年度6,474万3千円)

支出としては、市区町村へ納入する「国民健康保険料及び国民健康保険税」であり、表21のとおりです。

表21

(単位:千円)

科目	事業計画額(A)	決算額(B)	比較増減(A)-(B)
国民健康 保険料(税)	55,561	56,244	△683
合計	55,561	56,244	△683

## 後期高齢者医療経理

### ① 収入について・収入総額91億251万円

(平成30年度105億5,562万円)

後期高齢者医療経理における収入は、特別徴収義務者である各組合からの「後期高齢者医療保険料納入金」であり、表22のとおりです。

表22

(単位:千円)

科目	事業計画額(A)	決算額(B)	比較増減(B)-(A)
後期高齢者医療 保険料納入金	9,318,457	9,102,510	△215,947
合計	9,318,457	9,102,510	△215,947

### ② 支出について・支出総額91億251万円

(平成30年度105億5,562万円)

支出としては、市区町村へ納入する「後期高齢者医療保険料」であり、表23のとおりです。

表23

(単位:千円)

科目	事業計画額(A)	決算額(B)	比較増減(A)-(B)
後期高齢者 医療保険料	9,318,457	9,102,510	215,947
合計	9,318,457	9,102,510	215,947

## 個人住民税経理

### ① 収入について・収入総額36億8,842万5千円

(平成30年度43億5,542万1千円)

個人住民税経理における収入は、特別徴収義務者である各組合からの「個人住民税納入金」であり、表24のとおりです。

表24

(単位:千円)

科目	事業計画額(A)	決算額(B)	比較増減(B)-(A)
個人住民税 納入金	3,764,700	3,688,425	△76,275
合計	3,764,700	3,688,425	△76,275

### ② 支出について・支出総額36億8,842万5千円

(平成30年度43億5,542万1千円)

支出としては、市区町村へ納入する「個人住民税」であり、表25のとおりです。

表25

(単位:千円)

科目	事業計画額(A)	決算額(B)	比較増減(A)-(B)
個人住民税	3,764,700	3,688,425	76,275
合計	3,764,700	3,688,425	76,275

# 業務経理

## ① 収入について・収入総額61億4,952万4千円

(平成30年度64億9,072万6千円)

業務経理における収入としては、組合員1人当たり1,200円の「組合分担金」及び「厚生年金保険給付調整経理より繰入」などであり、内訳は表26のとおりです。

表26 (単位:千円)

科目	事業計画額(A)	決算額(B)	比較増減(B)-(A)
組合分担金	3,446,242	3,439,678	△6,564
雑収入	0	2	2
厚生年金保険給付調整経理より繰入	2,090,720	2,090,720	0
退職等年金給付調整経理より繰入	510,774	398,212	△112,562
経過的長期給付調整経理より繰入	209,646	209,646	0
前期損益修正益	0	11,267	11,267
合計	6,257,382	6,149,524	△107,858

## ② 支出について・支出総額59億1,529万1千円

(平成30年度51億4,196万5千円)

(1)本年度中に行った主な会議は、次のとおりです。

- ア 役員会 3回
- イ 運営審議会 3回

(2)本年度中に行った監査は、次のとおりです。

- ア 監事会議 1回
- イ 決算監査 1回
- ウ 中間監査 1回
- エ 例月監査 12回
- オ 定期監査(監査員監査)1回

(3)本年度中に行った主な事業は、次のとおりです。

- ア 基礎年金支払代行に係るシステムの維持管理及び事務
- イ 標準システムの維持管理
- ウ 情報共有化システムの運営及び維持管理
- エ 年金払い退職給付関連システムの維持管理
- オ 社会保障・税番号制度に係るシステムの運営及び維持管理
- カ 各種情報交換及び特別徴収に係る事務
- キ 年金事務担当者研修会及び年金制度説明会
- ク 年金問題セミナー
- ケ 資金運用全国説明会
- コ 年金積立金の管理・運用
- サ 広報誌「連合会だより PAL」(6回)及び特集号の発行
- シ 年金払い退職給付に係る基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率の算定と、算定結果に係る組合員等への広報等

ス 年金払い退職給付に係る財政検証と、その結果に係る組合員等への広報等

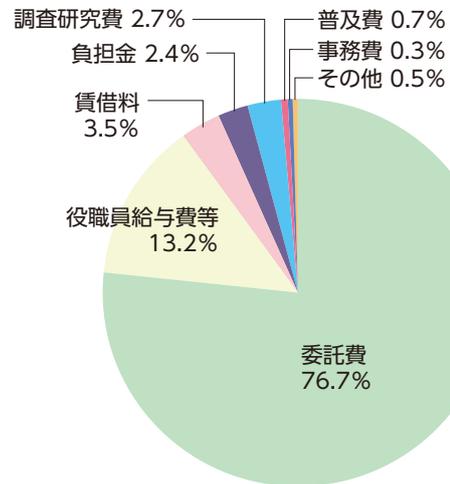
セ 経過的長期給付の財政に係る将来見通しの作成及び公表

(4)これらの会議及び事業に要した経費は、総額59億1,529万1千円となっており、主な科目別内訳は表27及び図7のとおりです。

表27 (単位:千円)

科目	事業計画額(A)	決算額(B)	比較増減(A)-(B)
役員報酬	75,549	74,277	1,272
職員給与	754,756	705,515	49,241
旅費	11,243	7,289	3,954
事務費	16,392	16,176	216
委託費	5,116,289	4,536,371	579,918
賃借料	210,865	206,120	4,745
調査研究費	211,926	159,945	51,981
普及費	31,138	43,077	△11,939
負担金	154,366	139,658	14,708
減価償却費	5,032	7,188	△2,156
その他	19,826	19,676	150
合計	6,607,382	5,915,291	692,091

図7



## ③ 当期利益金及び剰余金の繰越しについて

収入総額61億4,952万4千円から支出総額59億1,529万1千円を差引いた、「当期利益金」は2億3,423万4千円となり、翌年度へ繰り越される剰余金は26億4,677万8千円となりました。

# 令和2年度 長期給付に係る 経理の予算収支状況(速報)

[ 総務部企画課 ]

## はじめに

令和2年度の地方公務員共済組合全体における厚生年金保険経理等(※)、退職等年金経理等(※)及び経過的長期経理等(※)に係る予算の収益総額、費用総額及び収支差は以下のとおりです。

(金額単位:百万円)

経理名	収益総額	費用総額	収支差
厚生年金保険経理等	11,634,485	12,978,409	▲ 1,343,924
退職等年金経理等	289,701	5,295	284,406
経過的長期経理等	427,653	561,800	▲ 134,147

※集計は、各共済組合及び市町村連合会の厚生年金保険経理、退職等年金経理及び経過的長期経理と地方公務員共済組合連合会の前記各経理に相当する経理(厚生年金保険給付調整経理、退職等年金給付調整経理及び経過的長期給付調整経理)、厚生年金拠出金経理及び基礎年金拠出金経理を対象としました。

なお、主な各収支項目の割合は下図1～6のとおりです。(金額単位:百万円)

図1 厚生年金保険経理等の収益の主な項目割合

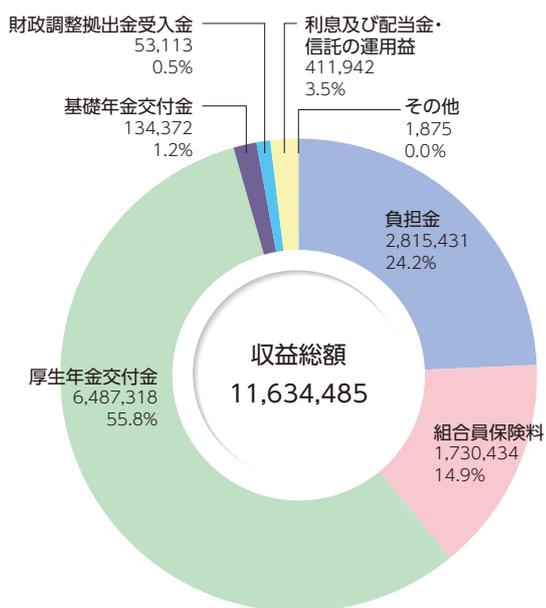


図2 厚生年金保険経理等の費用の主な項目割合

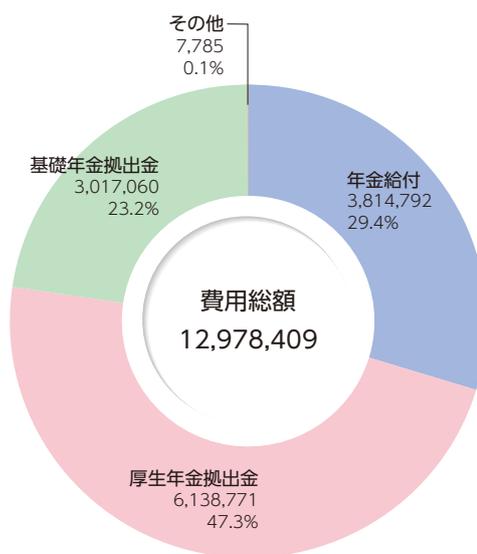


図3 退職等年金経理等の収益の主な項目割合

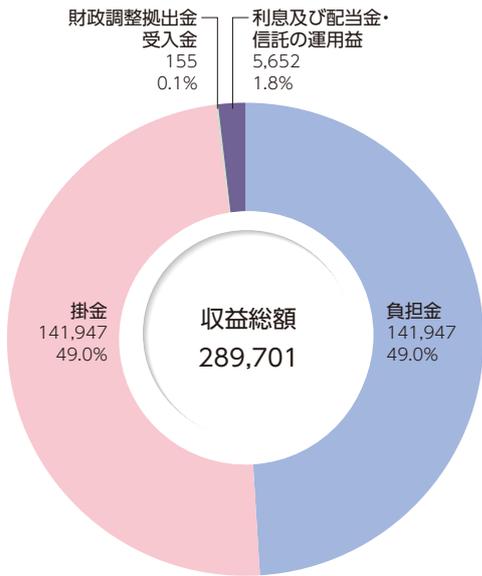


図4 退職等年金経理等の費用の主な項目割合

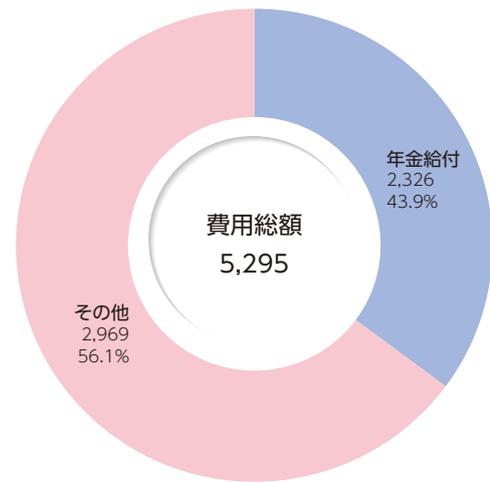


図5 経過的長期経理等の収益の主な項目割合

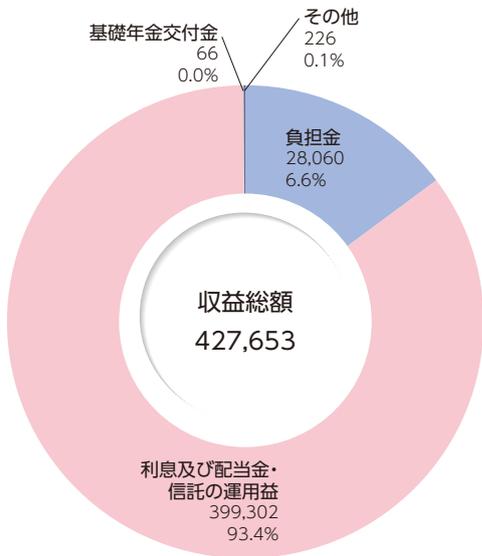
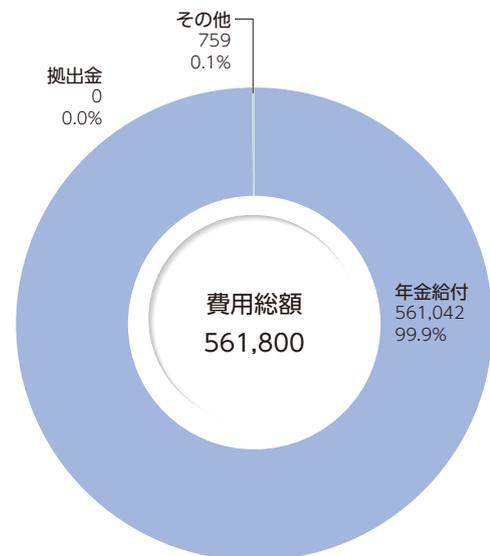


図6 経過的長期経理等の費用の主な項目割合



【備考】

- 1 地方公務員共済組合全体で見た場合に、二重計上となる項目(地方公務員共済組合連合会の「基礎年金拠出金」と各共済組合及び市町村連合会の「基礎年金拠出金負担金」等)については、一方のみを集計しました。
- 2 「組合払込金」については、集計対象外となるため、「組合交付金(連合会交付金)」及び「組合払込金(連合会払込金)」については、内部取引となるため、集計していません。
- 3 収益の「その他」内訳(予算書における科目)  
「退職一時金等返還金」、「移換金」、「雑収入」、「償還差益」
- 4 費用の「その他」内訳(予算書における科目)  
「雑費」、「業務経理へ繰入」、「前期損益修正損」、「償還差損」
- 5 端数処理の関係で、内訳の合計と合計数が一致しないところがあります。

# 令和元年度 情報交換及び 特別徴収の実施状況について

[ 年金業務部 ]

## 情報交換事務に関する業務

### 1 基礎年金の年金請求等に関する情報交換

#### (1) 年金請求等に関する業務

共済組合と日本年金機構との間の窓口として、単一者等に係る基礎年金の年金請求書や各種情報交換文書の送付及び調整事務等を行っています。年金請求書等の送付件数は次のとおりです。

(単位:件)

区 分		令和元年度
年金請求書の送付件数	老齢基礎年金	21,257
	障害基礎年金	1,764
	遺族基礎年金	211
	合 計	23,232
年金受給選択申出書の送付件数		995
現況届の送付件数	老齢基礎年金	173
	障害基礎年金	4,270
	遺族基礎年金	1,341
	合 計	5,784

※「単一者等」とは、老齢基礎年金及び遺族基礎年金については、年金制度に加入した期間が地方公務員共済組合(国家公務員共済組合を含む。)の期間だけの者及びこれに準ずる者のことであり、障害基礎年金については、地方公務員共済組合の組合員期間のうちに初診日がある者のことである。

#### (2) 支払代行に関する業務

単一者等に係る基礎年金の支払代行に関する共済組合と日本年金機構との間の経由業務として、日本年金機構からの基礎年金支払情報の授受、当該情報の共済組合への提供に係る事務等を行っています。基礎年金の支払代行の件数及び金額は次のとおりです。

(単位:千件/千円)

区 分		令和元年度	
		件数	金額
基礎年金支払代行	老齢基礎年金	2,189	189,521,295
	障害基礎年金	164	24,224,993
	遺族基礎年金	10	1,778,962
	合 計	2,363	215,525,250

(注)合計は、端数処理の関係で内訳と一致しないことがある。

### 2 厚生年金の決定、改定等に関する情報交換

厚生年金の決定、改定等にあたっては、共済組合、日本年金機構、国家公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団(以下「実施機関」という。)との間で、それぞれが管理する年金記録等の情報交換が必要な場合があります。この情報交換は、主にファイル転送等により行われています。

当連合会は、当該情報交換に関する情報連携システム及び情報交換システムを運営し、実施機関間の経由事務を行っています。

## 特別徴収事務等に関する業務

### 1 特別徴収事務の内容

介護保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び地方税法の規定に基づき、各保険・医療制度の保険者である各市区町村(以下「市町村」という。)と特別徴収義務者である共済組合との間の介護保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料及び個人住民税(以下「保険料(税)」という。)の年金からの特別徴収に関する情報交換及び保険料(税)の納入等の経由事務を行っています。

## 2 特別徴収の事務処理状況

### (1) 年次処理[年1回]

#### ア 特別徴収対象者情報の通知

(共済組合→連合会→経由機関→市町村)

共済組合から特別徴収対象者情報の提供を受け、日本年金機構等の特別徴収対象者情報と突合処理し、当該情報との重複者を除いた後、該当市町村ごとに分割し、経由機関を通じて該当市町村に特別徴収対象者情報を通知しています。

#### イ 特別徴収依頼情報の通知

(市町村→経由機関→連合会→共済組合)

市町村から経由機関を通じて特別徴収依頼者及び保険料(税)額の依頼情報を受け、該当共済組合ごとに分割し、該当共済組合に通知しています。

### (2) 月次捕捉処理[2か月毎]

#### ア 特別徴収追加候補者情報の通知

(共済組合→連合会→経由機関→市町村)

共済組合から特別徴収追加候補者情報の提供を受け、日本年金機構等の特別徴収追加候補者情報と突合処理し、当該情報との重複者を除いた後、該当市町村ごとに分割し、経由機関を通じて該当市町村に特別徴収追加候補者情報を通知しています。

#### イ 特別徴収追加依頼情報の通知

(市町村→経由機関→連合会→共済組合)

市町村から経由機関を通じて特別徴収追加依頼者及び保険料(税)額の依頼情報を受け、該当共済組合ごとに分割し、該当共済組合に通知しています。

### (3) 月次処理[毎月]

#### 各種異動情報の通知

(市町村→経由機関→連合会→共済組合)

市町村から経由機関を通じて毎月20日までに提出があった死亡・転出等の各種異動情報を該当共済組合ごとに分割し、該当共済組合に通知しています。

### (4) 定期処理[2か月毎]

#### ア 徴収結果情報の通知

(共済組合→連合会→経由機関→市町村)

共済組合において特別徴収された保険料(税)の徴収結果情報を、該当市町村ごとに分割し、特別徴収した月の翌月10日までに経由機関を通じて該当市町村に通知しています。

#### イ 徴収保険料(税)の納入

(共済組合→連合会→市町村)

共済組合において特別徴収された保険料(税)を収納し、該当市町村ごとに分割し、特別徴収した月の翌月10日までに該当市町村が指定する金融機関口座に納入しています。

### 各徴収月に特別徴収した保険料(税)の実績

(単位 徴収金額:百万円 人数:人 市町村数:市町村)

令和元年度 徴収月	介護保険			国民健康保険		
	徴収金額	人数	市町村数	徴収金額	人数	市町村数
4月	1,388	117,332	1,684	10	1,529	666
6月	1,351	115,072	1,682	10	1,560	675
8月	1,261	112,516	1,680	10	1,548	673
10月	1,188	108,744	1,678	9	1,380	622
12月	1,148	106,175	1,675	9	1,343	621
2月	1,117	103,444	1,674	8	1,327	618
計	7,453	延べ 663,283	-	56	延べ 8,687	-

(単位 徴収金額:百万円 人数:人 市町村数:市町村)

令和元年度 徴収月	後期高齢者医療保険			個人住民税		
	徴収金額	人数	市町村数	徴収金額	人数	市町村数
4月	1,738	101,227	1,667	655	49,395	1,600
6月	1,676	98,909	1,666	633	48,042	1,598
8月	1,627	96,666	1,664	592	44,361	1,590
10月	1,403	94,802	1,665	623	45,482	1,585
12月	1,350	92,222	1,660	602	44,215	1,580
2月	1,308	89,583	1,658	584	42,875	1,573
計	9,102	延べ 573,409	-	3,689	延べ 274,370	-

(注) 徴収金額の計欄は、端数処理の関係で各徴収月の金額の合計と一致しないことがある。

# 年金制度改革法が成立しました

[ 総務部企画課 ]

## ご紹介

令和2年5月29日、第201回通常国会において、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立し、令和2年6月5日に公布されました。

この法律は、より多くの方がこれまでよりも長い期間にわたり多様な形で働くようになることが見込まれる中で、今後の社会・経済の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るためのものです。

## 1 改正の趣旨

より多くの方がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直し等の措置を講ずる。

## 2 改正の主な概要（抜粋）

### (1) 被用者保険の適用拡大

【厚生年金保険法、健康保険法、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年改正法）、国家公務員 共済組合法、地方公務員等共済組合法】

- ①短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き下げる（現行500人超→100人超→50人超）。
- ②5人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業を追加する。
- ③厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付を適用する。

施行日…①令和4年10月1日(100人超)、令和6年10月1日(50人超) ②、③令和4年10月1日

### (2) 在職中の年金受給の在り方の見直し【厚生年金保険法】

- ①高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の年金額を毎年定時に改定することとする。
- ②60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大する(支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、現行の28万円から47万円(令和2年度額)に引き上げる。)
- ③受給開始時期の選択肢の拡大【国民年金法、厚生年金保険法等】

現在60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間に拡大する。

施行日…令和4年 4月1日

### (3) 受給開始時期の選択肢の拡大【国民年金法、厚生年金保険法等】

現在60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間に拡大する。

施行日…令和4年 4月1日

## 1. 被用者保険の適用拡大に係る見直し

### 1 短時間労働者への適用拡大

#### (1) 企業規模要件

➡ 今回の改正では、50人超規模の企業まで適用するスケジュールを明記する。具体的には、**2024年10月に50人超規模の企業まで適用することとし、その施行までの間にも、できるだけ多くの労働者の保障を充実させるため、2022年10月に100人超規模の企業までは適用する。**

(参考)見直しによって見込まれる影響(機械的推計)

	50人超	100人超	要件撤廃
新たに適用となる人数	65万人 (要件撤廃時の1/2程度)	45万人 (要件撤廃時の1/3程度)	125万人
所得代替率への効果(注1) (各段階の企業規模を仮に長期存置した場合)	およそ0.3%増	およそ0.2%増	およそ0.5%増
国費への効果 (医療・介護分のみ(注2))	430億円減	310億円減	800億円減
事業主負担増(注3)	1,590億円増	1,130億円増	3,160億円増

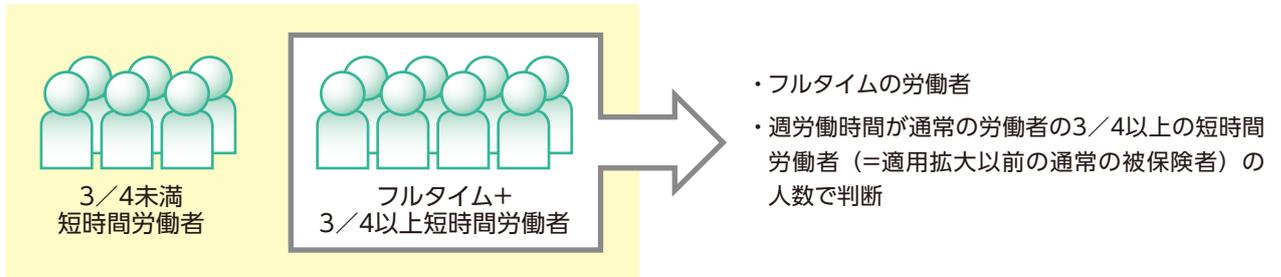
(注1) 所得代替率への効果は、2019年財政検証のケースⅢをもとに機械的に計算。

(注2) 国費への効果については、長期的に見れば、適用拡大による基礎年金水準向上に伴う国庫負担増を考慮する必要があることに留意(たとえば2019年財政検証のケースⅢで機械的に計算すると、給付水準調整終了後の2047年度(約28年後)で50人超の場合は約1,100億円、要件撤廃の場合は約2,100億円(2019年度価格)の国庫負担増となる)。

(注3) 事業主負担増は、厚生年金保険料・健康保険料・介護保険料の負担を加味。

(注4) 上記の推計は、今後の短時間労働者の増減や賃金動向によっては変わりうるもの。

【補足①】企業規模要件の「従業員数」は、適用拡大以前の通常の被保険者の人数を指し、それ以外の短時間労働者を含めない



【補足①】月ごとに従業員数をカウントし、直近12か月のうち6か月で基準を上回ったら適用対象となる

(※) 一度適用対象となったら、従業員数が基準を下回っても引き続き適用。ただし被保険者の3/4の同意で対象外となることができる。

【補足③】従業員数のカウントは、法人なら同一の法人番号を有する全事業所単位、個人事業主なら個々の事業所単位で行う

#### (2) 労働時間要件(週20時間)

➡ まずは週20時間以上労働者への適用を優先するため、**現状維持**とする

【補足】週20時間の判定は、基本的に契約上の所定労働時間によって行うため、臨時に生じた残業等を含めない

(※) 現行の運用では、実労働時間が2か月連続で週20時間以上となり、なお引き続く見込まれる場合には、3か月目から保険加入。

### (3) 賃金要件(月8.8万円)

⇒ 最低賃金の水準との関係も踏まえて、**現状維持**とする

【補足】月8.8万円の判定は、基本給及び諸手当によって行う。ただし、残業代・賞与・臨時的な賃金等を含まない

(※) 判定基準に含まれないものの例

- ・臨時に支払われる賃金(結婚手当等)
- ・1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
- ・時間外労働に対して支払われる賃金、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金(割増賃金等)
- ・最低賃金において算入しないことを定める賃金(精皆勤手当、通勤手当及び家族手当)

### (4) 勤務期間要件(1年以上)

⇒ 実務上の取扱いの現状も踏まえて撤廃し、フルタイム等の被保険者と同様の**2か月超の要件**を適用する

【補足】現行制度の運用上、実際の勤務期間にかかわらず、基本的に下記のいずれかに当てはまれば1年以上見込みと扱う

- ・就業規則、雇用契約書等其他書面において契約が更新される旨又は更新される場合がある旨が明示されていること
- ・同一の事業所において同様の雇用契約に基づき雇用されている者が更新等により1年以上雇用された実績があること

⇒ 適用除外となるのは、契約期間が1年未満で、書面上更新可能性を示す記載がなく、更新の前例もない場合に限られている

### (5) 学生除外要件

⇒ 本格的就労の準備期間としての学生の位置づけ等も考慮し、**現状維持**とする

## 2 非適用業種(法定16業種以外の個人事業所は非適用)の見直し(令和4(2022)年10月施行)

非適用業種

⇒ 弁護士・税理士・社会保険労務士等の**法律・会計事務を取り扱う士業**については、他の業種と比べても法人割合が著しく低いこと、社会保険の事務能力等の面からの支障はないと考えられることなどから、適用業種に追加

## 3 健康保険の適用拡大

健康保険についても、被用者保険として、厚生年金保険と一体として適用拡大する

※また、厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付(医療保険)を適用する。

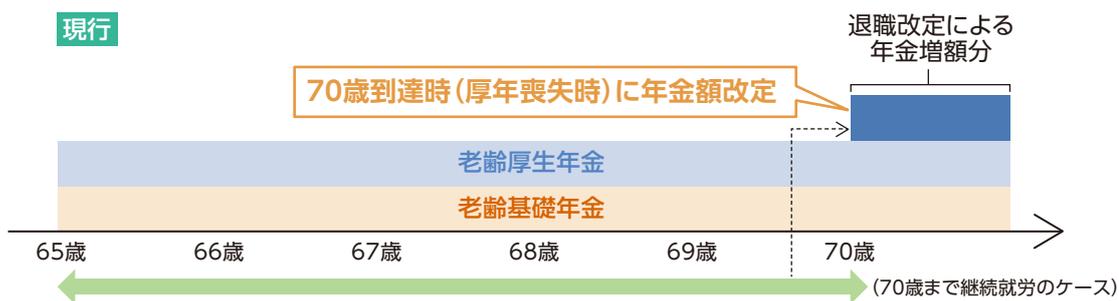
## 2. ①在職定時改定の導入

### 【見直しの趣旨】

- ・老齢厚生年金の受給権を取得した後に就労した場合は、**資格喪失時(退職時・70歳到達時)**に、受給権取得後の被保険者であった期間を加えて、老齢厚生年金の額を改定している(いわゆる退職改定)。
- ・高齢期の就労が拡大する中、就労を継続したことの効果を退職を待たずに早期に年金額に反映することで、年金を受給しながら働く在職受給権者の経済基盤の充実を図る。

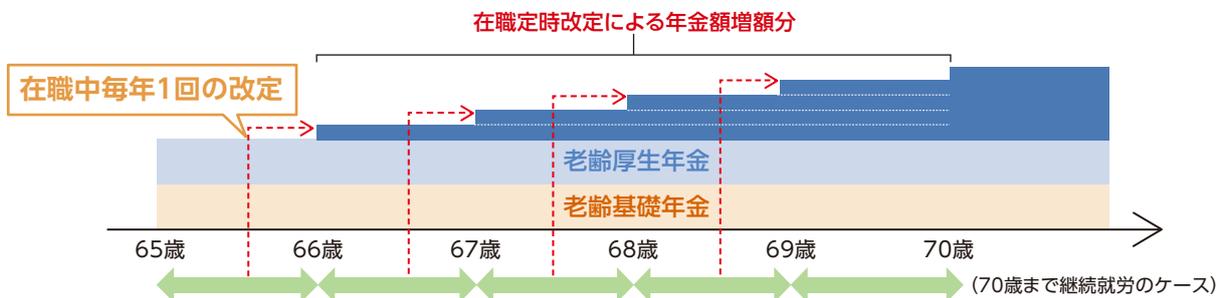
### 【見直しの内容】(令和4(2022)年4月施行)

- ・65歳以上の者については、**在職中であっても、年金額の改定を定時に行う(毎年1回、10月分から)**。



### 見直し内容

標準報酬月額20万円で1年間就労した場合 → +13,000円程度/年(+1,100円程度/月)



## 2. ②在職老齢年金制度の見直し

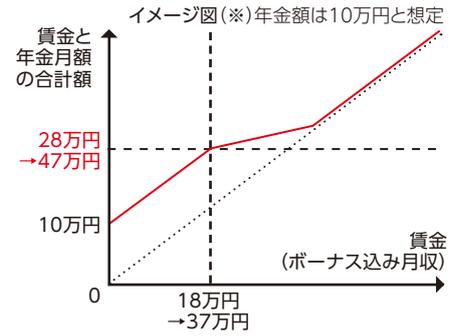
### 【見直し内容】(令和4(2022)年4月施行)

#### 60～64歳の在職老齢年金制度(低在老)について、

- ・就労に与える影響が一定程度確認されている
- ・2030年度まで支給開始年齢の引上げが続く女性の就労を支援する
- ・制度を分かりやすくする

といった観点から、支給停止の基準額を28万円から、**現行の65歳以上の在職老齢年金制度(高在老)と同じ「47万円」に引き上げる。**

※男性は2025年度まで、女性は2030年度までの経過的な制度であるため、見直しによる長期的な財政影響は極めて軽微。



### 【60～64歳の在職老齢年金制度(低在老)】(2022年度末推計)

	見直し内容・考え方	支給停止対象者数(※1)	うち全額支給停止の対象者数(※2)	支給停止対象額
現行	<b>基準額は28万円</b> ・夫婦2人の標準的な年金額相当を基準として設定。 2000年改正当時のモデル年金額に、2003年度からの総報酬制の施行を勘案して2004年度に設定。	(2022年度末推計) <b>約37万人</b> (在職受給権者の51%)	(2022年度末推計) <b>約16万人</b> (約22%)	(2022年度末推計) <b>約2,600億円</b>
見直し	<b>基準額を47万円に引上げ</b> ・現役男子被保険者の平均月収(ボーナスを含む。)を基準として設定。(高在老と同じ)	(2022年度末推計) <b>約11万人</b> (在職受給権者の15%)	(2022年度末推計) <b>約5万人</b> (約7%)	(2022年度末推計) <b>約1,000億円</b>

(※1) 対象者数に、第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていない。

(※2) 「基本月額」が全額支給停止となる人数であり、在職老齢年金制度による支給停止の対象とならない繰り上げた基礎年金等を受給している者を含んでいることに留意が必要。

### 【65歳以上の在職老齢年金制度(高在老)】(2018年度末)

	考え方	支給停止対象者数(※1)	うち全額支給停止の対象者数(※2)	支給停止対象額
現行	<b>基準額は47万円</b> ・現役男子被保険者の平均月収(ボーナスを含む。)を基準として設定。 1998年度末の現役男子被保険者の平均月収(ボーナスを含まない)に、2003年度からの総報酬制の施行を勘案して2004年度に設定。(法律上は2004年度価格で「48万円」。)	<b>約41万人</b> (在職受給権者の17%)	<b>約20万人</b> (約8%)	<b>約4,100億円</b>

(※1) 対象者数に、第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていない。

(※2) 「基本月額」が全額支給停止となる人数であり、在職老齢年金制度による支給停止の対象とならない基礎年金等を受給している者を含んでいることに留意が必要。

※高齢期の就労と年金の調整については、年金制度だけでなく、税制での対応や各種社会保障制度における保険料負担等での対応を併せて、引き続き検討していく。

### 3. 受給開始時期の選択肢の拡大

#### 【見直しの趣旨】

公的年金の受給開始時期は、原則として、個人が60歳から70歳の間で自由に選ぶことができる。

- ・65歳より早く受給開始した場合(繰上げ受給) → 年金額は減額(1月あたり▲0.5%、最大▲30%)
- ・65歳より後に受給開始した場合(繰下げ受給) → 年金額は増額(1月あたり+0.7%、最大+42%)

高齢期の就労の拡大等を踏まえ、高齢者が自身の就労状況等に合わせて年金受給の方法を選択できるよう、繰下げ制度について、より柔軟で使いやすいものとするための見直しを行う。

【見直しの内容】((1)令和4(2022)年4月施行、(2)令和5(2023)年4月施行)

#### (1) 繰下げ受給の上限年齢の引上げ

- ・現行70歳の繰下げ受給の上限年齢を75歳に引き上げる(受給開始時期を60歳から75歳の間で選択可能)。(改正法施行時点で70歳未満の者について適用)
- ・繰上げ減額率は1月あたり▲0.4%(最大▲24%)、繰下げ増額率は1月あたり+0.7%(最大+84%)。  
(それぞれの期間内において、数理的に年金財政上中立を基本として設定)
- ・上限年齢(現行70歳)以降に請求する場合の上限年齢での繰下げ制度についても、連動して75歳に見直す。(75歳以降に繰下げ申出を行った場合、75歳に繰下げ申出があったものとして年金を支給することとする)

#### (2) 70歳以降に請求する場合の5年前時点での繰下げ制度の新設

- ・70歳以降80歳未満の間に請求し、かつ請求時点における繰下げ受給を選択しない場合、年金額の算定に当たっては、5年前に繰下げ申出があったものとして年金を支給する。  
(繰下げ上限年齢を70歳から75歳に引き上げることに伴い、5年以上前の時効消滅した給付分に対応する繰下げ増額)
- ※国共済・地共済・私学共済の退職年金についても、現行70歳の繰下げ受給の上限年齢を75歳に引き上げる(受給開始時期を60歳から75歳の間で選択可能)等の見直しを行う。

## 受給開始時期(繰上げ・繰下げ受給制度)の選択肢の拡大について

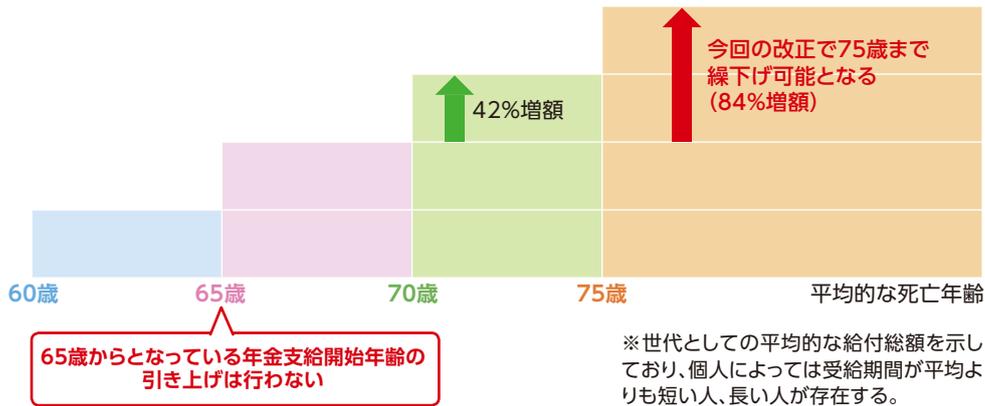
・現在、公的年金の受給開始時期は、原則として、個人が60歳から70歳の間で自由に選ぶことができる。65歳より早く受給を開始した場合(繰上げ受給)には、年金月額が減額(最大30%減額)となる一方、65歳より後に受給を開始した場合(繰下げ受給)には、年金月額は増額(最大42%増額)となる。

・今回の改正で、この受給開始時期の上限を、70歳から75歳に引き上げる。75歳から受給を開始した場合には、年金月額は84%増額となる。(令和4年4月施行)

※繰上げによる減額率・繰下げによる増額率については、選択された受給開始時期にかかわらず年金財政上中立となるよう設定されている。

※繰下げについては、66歳到達以降に選択することができる。

※改正後の繰下げについては、令和4年4月1日以降に70歳に到達する方が対象となる。



(参考)繰上げ・繰下げによる減額・増額率

減額率・増額率は請求時点(月単位)に応じて計算される。

- 繰上げ減額率=0.5%※×繰り上げた月数(60歳~64歳)  
※繰上げ減額率は令和4年4月1日以降、60歳に到達する方を対象として、1月あたり0.4%に改正予定。
- 繰下げ増額率=0.7%×繰り下げた月数(66歳~75歳)

請求時の年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳
減額・増額率(改正後)	△30% (△24%)	△24% (△19.2%)	△18% (△14.4%)	△12% (△9.6%)	△6% (△4.8%)	—	8.4%	16.8%

請求時の年齢	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
減額・増額率(改正後)	25.2%	33.6%	42%	50.4%	58.8%	67.2%	75.6%	84%

# 年金制度等の日誌

## ■ 年金制度等に関連した法律等の改正状況

年月日	事項
R2.6.5	国民年金法等の一部を改正する法律(法令第40号)
	国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(政令第178号)
	年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(厚生労働省令第114号)
	年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令(厚生労働省令第115号)

# 業務等の状況

## ■ 会議開催状況

6月24日 第131回 役員会	場所 地方公務員共済組合連合会 内容 令和元年度決算(案)について事務局から説明を行い、6月30日の第133回運営審議会に提出する旨決定されました。
6月30日 第133回 運営審議会	場所 地方公務員共済組合連合会 内容 令和元年度決算(案)について事務局から説明を行い、審議の結果、承認されました。



<https://www.chikyoren.or.jp/>

地方職員共済組合 <https://www.chikyosai.or.jp/>  
公立学校共済組合 <https://www.kouritu.or.jp/>  
警察共済組合 <https://www.keikyo.jp/>  
東京都職員共済組合 <https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/>  
全国市町村職員共済組合連合会 <https://ssl.shichousonren.or.jp/>  
指定都市職員共済組合／市町村職員共済組合／都市職員共済組合

連合会だより・第215号  
令和2年7月発行  
編集・発行 地方公務員共済組合連合会 総務部 企画課  
〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-1-1  
TEL 03(6807)3677(代)

